

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域住民・教職員共通の願いである。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校での早期実施も必要である。新潟県では平成13年度から小学1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入された。また、平成27年度からは、小学3年生から中学3年生まで35人以下学級が拡充され、小・中全学年での少人数学級が実現した。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきている。しかし、小学5年生からの35人以下学級については「1クラス25人以上」の下限設定があり、すべての学校で実現しているわけではない。きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げや下限設定を撤廃し、30人以下学級の実現が必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

総務大臣 金子 恭之 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

文部科学大臣 末松 信介 殿

衆議院議長 細田 博之 殿

参議院議長 山東 昭子 殿